

雇用関係助成金申請にあたってのご注意 ①

【事業主の方へ】

- 不正受給を行った事業主は、
 - ①不正受給の全額に加え、延滞金、不正受給額の 20%に相当する額が請求されます。
 - ②不正受給から 5 年間、全ての雇用関係助成金を受給できなくなります。
 - ③事業主名等が原則公表されます。
- 過去 5 年以内に他の不正受給に関与した社会保険労務士または代理人（弁護士を含む）が事業主の申請等を代わって行った場合も、受給できません。
- 訓練（※）の実施が要件となっている助成金について、過去 5 年以内に他の不正受給に関与した訓練実施者が行った訓練について支給申請を行った場合も、受給できません。
 - ※ ここでいう訓練とは、職業訓練、教育訓練など訓練名称の如何を問わず、広く研修等を含みます。
- 不正に関与した社会保険労務士または代理人（弁護士を含む）および訓練実施者については、各都道府県労働局が公表しており、厚生労働省ホームページ（「事業主の方のための雇用関係助成金」）からも確認ができます。
- 都道府県労働局に提出した支給申請書や添付書類の原本または写しは、支給決定から 5 年間保存しなければなりません。このため、社会保険労務士または代理人に申請を依頼した場合は、提出された書類の原本または写しを受け取ってください。

都道府県労働局が調査を行う際に、書類が保存されていない場合、支給した助成金の返還を求める場合があります。
- 雇用関係助成金の支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。
- 国、地方公共団体（地方公営企業法第 2 条の規定の適用を受ける地方公共団体が経営する企業を除く）、独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人および地方独立行政法人第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人に対しては、雇用関係助成金は支給されません。
- 記入誤りや添付書類の不足がないよう、提出前にご確認ください。
- 雇用関係助成金は電子申請、郵送、助成金申請窓口への持参のいずれかの方法により申請することができます。

郵送する場合は、簡易書留等、必ず配達記録が残る方法により送付してください。また、申請期限までに到達していることが必要です。